

○広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定

昭和三十九年七月三十日

告示第六百十四号

沿革

1	昭和44年	6月14日	告示第	463号	12	平成11年	4月	1日	告示第	413号		
2	昭和45年	3月20日	告示第	258号	13	平成16年	4月	1日	告示第	554号		
3	昭和49年	4月23日	告示第	352号	14	平成17年	1月31日	告示第	127号			
4	昭和50年	3月11日	告示第	228号	15	平成17年	2月	3日	告示第	164号		
5	昭和52年	7月15日	告示第	516号	16	平成17年	3月10日	告示第	318号			
6	昭和53年	3月24日	告示第	247号	17	平成17年	3月17日	告示第	368号			
7	昭和55年	4月	1日	告示第	317号	18	平成17年	3月22日	告示第	388号		
8	昭和60年	4月30日	告示第	473号	19	平成18年	3月	2日	告示第	228号		
9	平成	3年12月20日	告示第	1394号	20	平成19年	3月19日	告示第	282号			
10	平成	5年	4月	1日	告示第	415号	21	平成22年	9月	2日	告示第	730号
11	平成10年	3月24日	告示第	357号								

広島県屋外広告物条例(昭和二十四年広島県条例第七十二号)第二条及び第三条の規定により、知事が指定する地域若しくは場所又は物件を次のように指定し、昭和三十九年八月一日から適用する。

なお、昭和二十四年広島県告示第七百十六号(広島県屋外広告物条例の規定に基き、知事が指定する道路、地域及び範囲を指定)は、昭和三十九年七月三十一日限り廃止する。

一 広島県屋外広告物条例(昭和二十四年広島県条例第七十二号。以下「条例」という。)第二条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、尾道市及び福山市の区域に係るものを除く。

1 条例第二条第一項第二号の規定により、知事が指定する地域 広島県文化財保護条例(昭和五十一年広島県条例第三号)第三十六条第一項の規定により、広島県史跡又は広島県名勝として指定された地域

2 条例第二条第一項第五号の規定により、知事が指定する道路 一般国道及び主要地方道(県道のうち道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五十六条の規定により指定されたものをいう。以下同じ。)

3 条例第二条第一項第五号の規定により、知事が指定する範囲

(一) 西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線鉄道の線路用地の両側一、〇〇〇メートル以内の地域

(二) 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定により区域が決定された後供用が開始されるまでの間の当該区域内の土地を含む。以下同

じ。)の用地の両側一、〇〇〇メートル以内の地域

(三) 鉄道(西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線鉄道を除く。)の線路用地並びに一般国道及び主要地方道の用地の両側三〇〇メートル以内の地域

二 条例第三条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、尾道市及び福山市の区域に係るものを除く。

1 条例第三条第一項第一号の規定により、知事が指定する地域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種住居専用地域のうち廿日市新住宅市街地開発事業の施行区域及び風致地区のうち巖島風致地区の全域

2 条例第三条第一項第二号の規定により、知事が指定する地域 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項若しくは第二項又は同法第百十条第一項の規定により、史跡又は名勝として指定され、又は仮指定された地域

3 条例第三条第一項第三号の規定により、知事が指定する地域 当該建造物の周囲で五〇メートル以内の地域

4 条例第三条第一項第九号の規定により、知事が指定する地域

(一) 安芸郡海田町南堀川町一三一五番地の三から安芸郡海田町窪町二二一六番地の一に至る区間の一般国道二号の用地

(二) 廿日市市宮島ロ一丁目二六一六番地三三三番地先から同市宮島ロ一丁目九〇九七番地三三三番地先に至る最大高潮時海岸線から陸岸側二〇メートルの地域

(三) 呉市警固屋町地内「音戸の瀬戸公園」の区域の周囲で二〇〇メートル以内の地域。ただし、家屋連たん区域(連たんする戸数が一〇戸以上ある区域をいう。以下同じ。)を除く。

(四) 呉市音戸町坪井三丁目日附鼻北端、同町字古観音地内古観音山山頂三角点標石、同町字長尾地内長尾山頂三角点標石及び同町高須三丁目双見鼻北端を順次結んだ三直線と同町日附鼻北端から双見鼻北端に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域。ただし、家屋連たん区域を除く。

(五) 呉市川尻町地内柏島・竹原市忠海町地内棚林山島及び甲賊島・三原市幸崎町地内宇和島及び同市大原町地内鯨島

(六) 西日本旅客鉄道株式会社呉線大乘駅構内西端から須波駅構内東端に至る鉄道の線路用地から展望できる海岸線側の接続地域。ただし、家屋連たん区域を除く。

(七) 高速自動車国道及び自動車専用道路(道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分をいう。)の用地(休憩所又は給油所の存する区域のうち、知事が指定する区域を除く。)

(八) 河内インターチェンジから三原市本郷町善入寺字南妙見九二番地の二に至る区間の主要地方道広島空港線の用地及びこれから展望できる両側五〇〇メートル以内の地域

(九) 三原市本郷町上北方字用倉口七五六番二三から二級河川沼田川右岸及び本郷インターチェンジに至る区間の主要地方道広島空港本郷線の用地及びこれから展望できる両側五〇〇メートル以内の地域

(十) 山陽自動車道(三原市本郷町、竹原市及び東広島市河内町の区域に係るものに限る。)
の用地から展望できる両側五〇〇メートル以内の地域

三 条例第三条第二項の規定により、知事が指定する地域及び物件は、次に掲げる地域及び物件とする。

- 1 条例第三条第二項第二号の規定により、知事が指定する地域 広島市、尾道市及び福山市を除く広島県の区域
- 2 条例第三条第二項第二号の規定により、知事が指定する公共施設
隧道、高架の道路、高架の鉄道及び分離帯

改正文(昭和四四年六月一四日告示第四六三号)抄
昭和四十四年六月十四日から適用する。

改正文(昭和四五年三月二〇日告示第二五八号)抄
昭和四十五年四月一日から適用する。

(昭和四九年四月二三日告示第三五二号)

(昭和五〇年三月一一日告示第二二八号)

(昭和五二年七月一五日告示第五一六号)

改正文(昭和五三年三月二四日告示第二四七号)抄
昭和五十三年四月一日から適用する。

(昭和五五年四月一日告示第三一七号)

改正文(昭和六〇年四月三〇日告示第四七三号)抄
昭和六十年五月一日から施行する。

改正文(平成三年一二月二〇日告示第一三九四号)抄
平成四年一月一日から施行する。

改正文(平成五年四月一日告示第四一五号)抄
平成五年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年三月二四日告示第三五七号)抄

平成十年四月一日から施行する。

(平成一一年四月一日告示第四一三号)

(平成一六年四月一日告示第五五四号)

改正文(平成一七年一月三十一日告示第一二七号)抄
平成十七年二月一日から施行する。

改正文(平成一七年二月三日告示第一六四号)抄
平成十七年二月七日から施行する。

改正文(平成一七年三月一〇日告示第三一八号)抄
平成十七年三月二十日から施行する。

改正文(平成一七年三月一七日告示第三六八号)抄
平成十七年三月二十二日から施行する。

改正文(平成一七年三月二二日告示第三八八号)抄
平成十七年三月二十八日から施行する。ただし、二の部二の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(平成一八年三月二日告示第二二八号)

改正文(平成一九年三月一九日告示第二八二号)抄
平成十九年四月一日から施行する。

(平成二二年九月二日告示第七三〇号)